

「OTOTEN 2019」出展要項

1. 出展契約条項

(1) 出展対象の範囲

1. オーディオ、ビジュアルと関連するハード機器、ソフト・コンテンツ・技術及びサービス・ライフスタイルの紹介、提案など。
2. 上記に該当しない出展については、主催者が検討し決定します。
3. 出展物の展示、展示方法が法令や会場防災指針・諸規定に抵触する場合は出展できません。

(2) 出展社の資格

1. 一般社団法人日本オーディオ協会 会員企業。
2. オーディオ、ビジュアル、情報などに関するハード、ソフト、およびサービス等を業務とする、主催者が認めた法人及び団体。

(3) 出展申込・契約

第1回目の入金を確認された時点で、契約が成立します。

(4) 出展社による出展取消し

出展社都合により出展を取り消される場合、下記の申込解約金を申し受けます。

又指定期日までに出品料金の入金が認められない時も、出展意欲がないものとして、下記の申込解約金を申し受けます。

書面による取消し等の申出受理日	申込解約金
2019年1月1日(火)～3月31日(日)	出展料金の50%
2019年4月1日(月)～	出展料金の100%

(5) 主催者による出展契約の解除

主催者は、出展社が次のいずれかに該当する場合、催告なしに、出展契約を解除することができます。その場合主催者は、既納の出展料金等は返還しませんし、それにより生じる当該出展社の損害等に関して責任を負いません。出展契約が解除された出展社は、自らの費用で当該小間の現状を回復して、明け渡さなければなりません。

1. 本展示会の開催趣旨に逸脱する恐れがあると認められた場合
2. 公序良俗に反する恐れがあると認められた場合
3. 他の出展社や来場者への迷惑行為が認められた場合
4. 会場施設、設備に損害を与える恐れがあると認められた場合
5. 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、又はその関係者であると認められた場合
6. 法令、会場防災指針・諸規定、出展要項及びその他主催者が定める規定に反した場合、または主催者の指示に従わない場合
7. 指定期日迄に出展料金が、払い込まれない場合

(6) 不可抗力などによる開催短縮・中止

1. 主催者は天災事変その他不可抗力等により「展示会」の会期を短縮、若しくは中止する場合があります。
2. その場合、主催者は決定に至る迄の経費とその結果かかる経費を予測積算し、既払込みの出展料金から然るべき経費を差し引いた金額を、出展社に返還することを基本とします。なお、本展示会開催中(搬入・設営・準備施工期間を含む)の不可抗力による開催期間短縮などの場合、出展料金は返還しません。
3. 主催者は、上記2以外の出展社に生じる責任は負いません。

(7) 主催者の管理と免責

1. 主催者は会期及び搬入出期間中、会場全般の管理及び保全について最善の注意を払い、展示会の円滑な運営に努めます。
2. 天災事変その他不可抗力等、主催者の責めに帰しえない要因による、出展物、装飾物等に生じる損害または盗難について主催者は、前(6)の2を除き、一切責任を負いません。
3. 主催者は、会場が著しく混雑する場合、来場者・関係者等の安全を配慮して、臨時入場制限をすることがあります。

(8) 出展社の管理責任

1. 出展物、展示、実演、運営、造作物、装飾物等について、法令、条例、会場規定、本出展要項、出展社マニュアル等を遵守するものとします。
2. 最善の注意を払い事故防止に努めるとともに、当該出展社起因の事故においては、その責任は当該出展社が負うものとします。また事故発生の際は必ず主催者事務局まで連絡下さい。
3. 出展社は、会期中、搬入出期間中、自らの責任と費用において出展物、装飾物等を管理するものとします。
4. 小間の入場待ちなどの列は、整理券などで必要最小限に留める工夫するとともに、来場者の導線や隣接小間の運営を妨げないよう配慮し、配列等に関して主催者の指示があった場合には、速やかに対応して下さい。
5. 出展社間で起きた紛争は、その出展社間で解決するものとし、その紛争の解決のために主催者が指示・指導した場合には、その指示に従って下さい。
6. 出展社は搬入開始から会期中、搬出完了までの全期間、自社小間内の作業や運営に必ず自社の係員を立ち合わせて下さい。
7. 会期中は主催者の運営・防災計画及び会場防災指針・諸規定に則り、事故防止のため安全確保と予防対策に協力して下さい。詳細「出展社マニュアル」(後日配布)に記載します。

(9) 禁止事項

1. 主催者の承認を得ないで小間の一部あるいは全部を交換、貸与、転売、共用などをする事はできません。(共同出展の場合はお問い合わせ下さい)
2. 展示物の販売行為、販売勧誘や類似行為は禁止します。(主催者の承認したものは除きます)
3. 主催者の了解無しに入口、休憩所、通路などの共用の場所での個々の出展社あるいは、特定社だけの利益となる行為や、他の出展社や来場者への迷惑となる行為は禁止します。
4. 出展社が配布物を配ったり、アンケートを実施する場合は自社小間内に限ります。展示物や看板等(主催者の承認した物を除く)を小間からはみ出したり通路に並べるとは認められません。
5. 主催者の承認を得ないで展示品を撤去したり、展示物に白布をかけるなど来場者に不信感を与える行為や、出展を中止することは認められません。
6. 会場にて、知的財産権を侵害する展示物(模倣品)を展示・販売することは、認められません。

(10) 装飾施工と原状回復

1. 出展小間の装飾施工は、出展社自らの責任と費用において行うものとします。
2. 施工造作は、会場指定の展示装飾業者に限り行うことができます。
3. 法令や会場防災指針・諸規定に反した施工は出来ません。
4. 出展社の責任において、原状回復を行って下さい。
5. 出展社による原状回復がなされなかった場合、主催者は、出展社が出展物・装飾物等に関する一切の所有権を放棄したものとみなして、これを任意に処分し原状回復をすることができ、その場合の費用は出展社の負担となります。
6. 主催者は出展社に対し、法令や会場防災指針・諸規定、出展規程に反する施工造作、運営をした場合、作業の中止、制限、その他 必要な措置をとることがあります。その際に生じた費用は、当該出展社の負担となります。

(11) 立ち入り点検

1. 主催者又はその代理人は、防災、防犯その他安全管理上の必要があるときは、出展小間内に立ち入り点検し、適宜相応の措置を取ることができます。
2. 出展社は、上記1の点検及び措置に協力しなければなりません。

(12) その他出展社遵守事項

出展社は、出展要項記載事項以外に、出展社マニュアル、搬入出マニュアル及び、今後主催者は通知・告知する諸規定を遵守の上、展示会の開催・運営に臨まなければなりません。

2. 出展の小間形態について

1. 使用小間内レイアウトは、会場側の承諾が必要な為、事前に事務局に図面を提出して頂きます。
2. 会場は、すべての小間タイプにて直接の施工(アンカーボルト、鉄止め、添付、着色など)は行えません。また天井を有した施工も行えません。
3. 施工を行えるのは会場指定の展示装飾業者に限られます。詳細は主催者事務局までお問い合わせ下さい。
4. 会期中の空き箱保管は、自社小間内又は別途提供する保管スペース(有料)をご利用下さい。搬入出経路等、小間外に置くことはできません

(視聴・試聴体験ブース)

リスニング&ホームシアター

1. 会議室を使用、独立した部屋での試・視聴実演が出来ます。
2. お申込は1社1室までを基本としますが、2室のお申込までお受けします。ただし、申込状況により、1室とさせて頂く場合もあります。予めご了承下さい。
3. 1室を複数社で利用するは、代表社にて申込頂くとともに、代表社を通して各種手続/事務局との連絡調整を行って頂きます
4. 1社/複数社使用共に希望部屋番号と1社使用/複数社使用の区分申込書に明記して下さい。
5. 小間内で販売行為を行う場合は、出展料金を一律「20,000円」が加算されます。
なお販売希望社は申込書必要欄に明記・事前申請が必要です。

会議室出展(Aタイプ) 26室

- 出展エリア: ガラス棟 6階 / G601~G610
5階 / G501~G510(除くG510)
4階 / G401~G410(除くG409)
D棟 5階 / D502、D503、ホールD5
4階 / D401

テーブル展示/販売ブース

テーブル台数(約17テーブル想定)

- 出展エリア: ガラス棟 4F / G409
小型オーディオ機器・ヘッドホン・アクセサリ・ソフト展示や販売、パーツや掘出し物展示及び販売ブースとしてのご利用ができます。(音出し制限あり。ヘッドホン試聴可)

- 料金に含まれるもの
・基礎電力 0.3kw テーブル1台(テーブル
天面1800×600、高さ700)、椅子2脚

カーAV視聴・試聴エリア

車載カーAVデモカー展示 8台想定

1. 車載カーAV機器の試聴デモはデモカー車内でのみ可能です
2. 法令や会場使用規定に反した施工・造作は出来ません。
万一傷・破損あった場合の原状復帰は出展社の責任となります。
3. フロア養生は、主催者が行います
※床装飾希望の時は、事務局にご相談ください。
※出展社における施工装飾は、予め造作された造作物を持ち込み、組み立てる作業を基本として下さい。
※供給電力・備品・追加電力に関しては、後日ご案内します。
※搬入出に関しては別途ご案内します。
4. 最少催行台数は6小間とします。
※2018年12月28日時点で決定し、台数が満たない場合は、出展料金は全額返金致します。

3. 出展申込手続きと出展料金

出展申込は、日本オーディオ協会ホームページにて、「OTOTEN」開催趣旨・出展要項に同意した上、「出展申込フォーム」に所定事項を記入して送信して下さい。

(1) 申込締切

2018年11月30日(金)

1. お申込みに際しては、小間の空き状況を事前に事務局宛てにご確認下さい。
2. 出展小間に空きがある場合、受付を継続することがあります。

(2) 出展小間決定と出展料金の請求とお支払

1. 主催者が出展申込書を受領し、記載内容を確認し、小間位置を決定後、出展申込社に対して、出展申込書記載のご希望の支払形態(一括払い又は2回分割払い)に則り、一般社団法人日本オーディオ協会事務局より請求書をお送りします
2. 出展申込社は指定期日迄に、指定の口座にお振込み下さい。銀行口座・振込期日などは請求時にお知らせ致します。
3. 振込み手数料は出展申込社がご負担下さい。
4. 手形、小切手による支払いは、受付出来ません。
5. 出展料金入金指定期日 第1回目(50%) 12月28日(金)
第2回目(50%) 3月29日(金)
6. 期日までに出席料費用の入金がない場合、出展できません。

(3) 小間位置の決定

1. 小間位置は主催者が最終決定します。
原則、申込順を基本に「開催趣旨、フロアテーマとの適合性」「会員企業か否か」「過去出展実績」等を考慮して決定します。
2. 主催者が運営上必要と認めた場合や重大事由が発生時は確定後でも小間位置を変更・調整させて頂くことがあります。
3. テーブル出展の小間位置は、出展準備説明会(2018年3月予定)時に、確定いたします。
4. 出展社は、決定した小間位置等について異議の申立ては認められません。また、それを理由とした出展取消しは認められません。

4. 会場内の販売行為について

1. 会場内での販売行為は、協会指定イベント(ソフト・出版物販売)を除き、「事前申込をした出展社」のみが自社小間内で行えます。
2. 販売対象は、自社のオーディオ・ビジュアル製品・アクセサリ・部品・ソフト・出版物に限りです。
3. 販売上限金額は、100,000円以内/1品とします。
4. 販売出展料金として、出展料金を「20,000円」が加算されます。
5. またロビーやラウンジ等での販売行為を行った場合、会場使用規程に基づき、別途手数料が徴収されます。
6. 上記以外の販売行為等については「OTOTEN」実行委員会で別途協議して決定します。
7. 当展示会での販売に起因する、故障・トラブル・流通との齟齬等全ての案件の責任と費用は販売者が負い、上記規程内容に反する時は、出展を中止頂く事も有ります。なおその場合、出展費用は返還されません。